○国土交通省令第十五号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六条、第百七条第一項、第百三十条、第百三十一条第一項、第百三十五条、第百三十六条第一項、第百四十一条、第百四十四条及び第百四十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令
（定義）	（定義）
第一条　この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。
（特定貨物輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）	（特定貨物輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）
第二条　法第百五条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。	**第二条**　法第百一条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。
第三条　法第百五条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。	**第三条**　法第百一条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。
（特定貨物輸送事業者に係る指定の取消しの申出）	（特定貨物輸送事業者に係る指定の取消しの申出）
第四条　法第百五条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。	**第四条**　法第百一条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。
（特定貨物輸送事業者の中長期的な計画の提出）	（特定貨物輸送事業者の中長期的な計画の提出）
第五条　法第百六条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第三による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。	**第五条**　法第百二条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第三による計画書一通により行わなければならない。